

よくある質問
(資格確認書・マイナ保険証・保険証)

■資格確認書

Q1	資格確認書とは何ですか？
A1	従来の保険証の代わりとなるもので、医療機関等へ提示することで保険診療を受けられるようにするために発行されるものです。

Q2	今回交付された資格確認書の対象者（条件）を教えてください。
A2	「当組合の保険証が発行されている方」でかつ「マイナ保険証での受診ができない状態の方」が今回の交付対象者です。

Q3	「マイナ保険証での受診ができない状態の方」とは具体的にどのような方ですか？
A3	・当組合でマイナンバーの登録が完了していない方 ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方 ・マイナンバーカードを紛失・更新中の方 ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方 ・マイナンバーカードを取得していない方 ・マイナンバーカードを返納した方やマイナ保険証の利用登録解除を申請した方 ・マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要な方 等です。

Q4	私の資格確認書は届きましたが、家族の資格確認書は届きませんでした。なぜですか？
A4	今回の対象者は「 当組合の保険証が発行されている方 」でかつ「マイナ保険証での受診ができない状態の方」です。ご家族は上記に該当しない方と思われます。

Q5	資格確認書の有効期限はどこかに記載されていますか？
A5	資格確認書の券面に記載があります。

Q6	マイナ保険証を持っているため資格確認書が交付されませんでした。念のため資格確認書を持っておきたいのですが、希望すれば交付されますか？
A6	「マイナ保険証での受診ができない状態の方」のみ対象となります。念のため資格確認書を持っておきたいという理由では交付することはできません。

Q7	資格を喪失した場合は保険証と同じように健康保険組合に返納する必要がありますか？
A7	これまでの保険証と同様に資格喪失届や異動届（扶養削除）に添付し健康保険組合に返納してください。紛失された場合は滅失届をご提出ください。 ただし、有効期限の過ぎた資格確認書は返納不要です。

Q8	「資格確認書を提示しての受診」と「マイナ保険証を提示しての受診」に違いはありますか？
A8	どちらも従来どおり保険診療を受けることができます。 ただし「資格確認書を提示しての受診」では「マイナ保険証を提示しての受診」のように普段の受診だけでなく緊急時の受診の際、医療履歴や投薬情報を医療機関等と共有するようなメリットを得ることはできません。

Q9	マイナ保険証を持っているのに資格確認書が送られてきました。なぜですか？
A9	行き違いでお送りした可能性があります。お手数ですが組合宛にご返却ください。ご返却いただく前に念のため、ご自身の「マイナンバーカードの有効期限は切れていないか」「電子証明証の有効期限は切れていないか」等をご確認ください。

■マイナ保険証

Q10	マイナ保険証とは何ですか？
A10	マイナンバーカードに健康保険証利用登録をしたものです。 保険証廃止後はマイナ保険証で医療機関に受診することが基本となります。

Q11	マイナ保険証を持っていない場合は医療機関にどのように受診すればよいですか？
A11	当組合より「資格確認書」を交付しますので、資格確認書で受診できます。

Q12	マイナ保険証に切り替えるメリットは何ですか？
A12	ご本人同意のもと、医師・薬剤師と診療情報などが共有でき、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることが出来ます。

Q13	マイナンバーカードを持ち歩くのが心配です。落としたら情報が流出しませんか？
A13	マイナンバーカードのICチップにプライバシー性の高い情報（病歴などの医療情報や金融機関の口座番号、税や年金など）は記録されていません。 マイナンバーカードを紛失した際は、電話でマイナンバーカードの機能を一時利用停止する手続きができます（24時間365日対応）。 マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）音声ガイダンスで2番

■保険証

Q14	保険証はいつから使えなくなりますか
A14	令和7年12月2日以降は使えなくなります。

Q15	保険証が廃止された後の医療機関への受診方法を教えてください。
A15	マイナ保険証で医療機関に受診することが基本となります。 マイナ保険証を持っていない方については「資格確認書」を交付しますので、資格確認書でご受診ください。

Q16	資格確認書が送られてきたので保険証は返却した方がよいですか？
A16	令和7年12月1日までに資格喪失する方を除き返却不要です。